

## 福知山市起業家支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市の産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、創業若しくは第二創業をしようとする者又は起業して間もない者に対し、福知山市起業家支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

(2) 第二創業 既に事業を営んでいる個人又は法人の後継者が事業を引継いだ場合に業態転換し、又は新たな事業若しくは分野に進出することをいう。

(3) 創業の日 個人事業者の場合にあっては開業の日、法人の場合にあっては法人設立の日をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市において実施する創業活動若しくは第二創業活動又は創業若しくは第二創業により起業した事業の社会活動（以下「創業活動等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る創業活動等は、補助対象事業としないものとする。

(1) 既に他の者が営んでいた事業を継承して行う事業（第二創業に係るものを除く。）

(2) フランチャイズチェーン等の画一的な事業

(3) 補助金と同趣旨であると市長が認める他の補助金等の交付を受けて行われる事業

(4) その他市長が適当でないと認める事業

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市において創業若しくは第二創業を予定している者又は創業若しくは第二創業により起業した事業の創業の日から1年を経過しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第114条第2項の規定に基づき認定を受けた福知山市創業支援事業計画（以下「福知山市創業支援事業計画」という。）に規定する創業支援事業者の推薦を受けた者

(2) 他の法人、団体等の代表及び役員の職にない者

(3) 過去において、補助金の交付を受けたことがない者

(4) 市税の滞納がない者

(5) 福知山市起業おうえん助成金の交付決定を受けている者又は受ける見込みの者。ただし、第二創業に係る者は、この限りでない。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が福知山市創業支援事業計画に規定する特定創業支援事業として支援を受ける場合の補助対象経費は、別表第1及び別表第2に定める

経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 福知山市創業支援事業計画に規定する特定創業支援事業として支援を受ける者 次  
に掲げる額の合算額

ア 別表第1に係る補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとし、20万円を限度とする。)

イ 別表第2に係る補助対象経費の4分の1以内の額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとし、50万円を限度とする。)

(2) 前号以外の者 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとし、20万円を限度とする。)

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、福知山市起業家支援事業補助金交付申請書に次掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 納税証明書

(4) 第4条第5号に記載のある「福知山市起業おうえん助成金」の交付決定を既に受けている者は交付決定の旨を記した指令書の写し。ただし、第二創業に係る者は、この限りでない。

(5) 「福知山市起業おうえん助成金」の交付を受ける見込みの者で、申請時点で交付決定の旨を記した指令書を受けていないものは、「福知山市起業おうえん助成金受付通知書」の写し。ただし、第二創業に係る者は、この限りでない。

(6) 第二創業に係る者については、次のいずれかに該当する書類

ア 法人にあつては、全部事項証明書

イ 個人にあつては、先代の廃業届及び後継者の開業届

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をする者は、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費の総額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合においては、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査の上、その結果を福知山市起業家支援事業補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は前条第2項ただし書の規定による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象経費の配分若しくは内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに福知山市起業家支援事業補助金交付変更申請書に關係書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない場合又は事業実施計画の軽微な変更である場合については、市長と協議し、その指示に従うものとする。

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定日から2か月を経過する日又は当該交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに福知山市起業家支援事業補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業者若しくは団体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書に記載内容に係る確認書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条第2項に規定する通知を受けたときは、速やかに所定の請求書により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則若しくはこの要領の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 申請時において「福知山市起業おうえん助成金」の交付を受ける見込みであった者で、当該助成金の交付を受けなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の経理等)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を、他の会計に係るものと区分して整理し、補助対象事業が完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、市長が補助対象経費に係る事業の運営、経理等の状況について検査を求めた場合は、これに応じなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財

産等」という。)について、補助事業完了後もその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 3 規則第 22 条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等の補助事業財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。  
(その他)

第15条 この要領に規定する申請書、報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第1（第5条関係）

## 補助対象経費

項目	内容
報償費	経営の専門家の謝金（補助対象者の構成員に対するものは、除く。）
印刷製本費	ポスター、チラシ等の作成経費
通信運搬費	創業活動等の連絡に要する郵送料等（電話代は、除く。）
委託料	専門知識や技術を要する業務を外部委託した費用
その他特に必要と認めるもの	

## 別表第2（第5条関係）

## 補助対象経費

項目	内容
工事請負費	創業活動等に要する施設整備費
備品購入費	創業活動等に要する備品の購入経費（車両及び消耗品購入経費は、除く。）
その他特に必要と認めるもの	